

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請について（情報提供）

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」の申請が始まります。

申請方法は、①専用WEBページで仮登録（申請ID発行）し、②「登録確認機関」による事前確認を受けたあと、③3月8日（月）から専用WEBページにて申請受付が開始されます。

なお、「京都府緊急事態措置協力金」を受給している飲食店等は、この一時支援金との重複受給はできませんのでご注意ください。

《一時支援金の概要》

1 給付額 $\boxed{2020年又は2019年の対象期間の合計売上} - \boxed{2021年の対象月*の売上 \times 3ヶ月}$
上限額 中小法人等 60万円、個人事業者等 30万円
*2021年1月～3月から任意に選択した月

2 事前確認の登録確認機関

必要書類を準備し、事前予約のうえ確認を受けてください。
京丹後市内の機関はこちら。



<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ>

search/search?prefName=%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%BA%9C&cityName=%E4%BA%AC%E4%B8%B9%E5%BE%8C%E5%B8%82&page=1

3 申請に必要な書類

事業形態によって異なりますので、専用WEBサイトでご確認ください。

4 申請期間 令和3年5月31日まで

5 その他

詳細は、下記の専用WEBサイトをご覧ください。

<https://ichijishienkin.go.jp/>



《問い合わせ先》

一時支援金事務局相談窓口

TEL：0120-211-240 又は 03-4335-7475（8時30分から19時）



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

3月1日現在の登録者数は130名です。

ぜひご登録ください。

発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp